

鳥取縣公報

昭和十八年八月三十一日
第千四百六十四號

火曜日

目次

○告 示

- 鳥取縣產卵能力檢定規程制定……………一頁
- 裝飾料金改正認可……………三頁
- 糞糶賣期日變更認可……………四頁
- 砂糖配給團體指定……………五頁
- 被保險者証中無効……………五頁
- 種畜場分場廢止……………五頁

○彙 報

- 企業整備の強化……………六頁
- 滿洲开拓保健團開業醫保健婦等募集……………二頁
- 其の他……………

告 示

◇鳥取縣告示第四百七十號

鳥取縣產卵能力檢定規程左ノ通定ム

昭和十八年八月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣產卵能力檢定規程

第一條 鶏ノ改良蕃殖ヲ圖ラムガ爲本規程ニ依リ產卵能力ノ檢定ヲ行フ

第二條 檢定ヲ行フベキ場所ハ鳥取縣種畜場(以下種畜場ト稱ス)トス

第三條 檢定鶏ノ種類、羽數及具備スベキ條件ハ左ノ通トス

一 種 類

單冠白色レグホーン種
横斑プリマスロツク種
單冠ロードアイランドレツド種

二羽 數

一 依頼者ニ付一種類毎ニ五羽又ハ其ノ倍數
三 具備スベキ條件
前二代ノ血統及産卵能力明ナルモノ
種類ノ特徴ヲ具ヘ著シキ缺點ナキモノ
前年八月以後ニ孵化シタルモノ
惡癖又ハ疾病ナキモノ

第四條 檢定ハ毎年十一月一日之ヲ開始シ其ノ期間ハ三百
五十日トス 但シ種畜場長必要ト認ムルトキハ三百六十
五日ニ延長スルコトアルベシ

第五條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ別記第一號様式ニ依ル依
賴書ニ第二號様式ニ依ル調書ヲ添ヘ毎年八月三十一日迄
ニ之ヲ種畜場長ニ提出スベシ

種畜場長依頼ニ應ズル場合ニ於テハ檢定ヲ爲スベキ鶏及
其ノ搬入期日ヲ指定シ之ヲ依頼者ニ通知ス

前項ノ通知ヲ受ケタルモノ指定セラレタル期日ニ檢定ヲ
受ケベキ鶏ヲ搬入セザルトキハ種畜場長ハ爾後其ノ檢定
ヲ拒否スルコトアルベシ

第六條 檢定ノ爲必要アルトキハ鶏ニ對シ刺青其ノ他ノ施
術ヲ爲スコトアルベシ

檢定ノ爲種畜場ニ於テ管理スル鶏ニ付斃死、疾病其ノ他
ノ損害ヲ生ズルコトアルモ種畜場長ハ其ノ賠償ノ責ニ任
ゼズ
依頼者ハ檢定鶏ノ飼養管理ニ對シ異議ヲ申述ブルコトヲ
得ズ

第七條 檢定ノ爲種畜場ニ於テ管理スル鶏ノ果實ハ縣ノ所
得トス

第八條 種畜場長必要ト認ムルトキハ檢定ヲ中止スルコト
アルベシ

第九條 檢定ヲ終了シ又ハ中止シタル鶏ヲ其ノ搬出期限迄
ニ搬出セザルトキハ種畜場長ハ其ノ管理ノ責ニ任ゼズ

第十條 檢定ノ成績ハ之ヲ公表ス
種畜場長ハ依頼者ノ請求アリタルトキハ成績證明書ヲ交

付ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

産卵能力檢定依頼書

一 種 類

二 羽 數

三 孵化年月日

右檢定相受度御承認ノ上ハ産卵能力檢定規程ヲ遵守可致
此段及依頼候也

年 月 日

住 所

氏 名

名 ⑩

鳥取縣種畜場長宛

第二號様式

調 書

一 種 類

二 記號番號

三 孵化年月日

四 血統及産卵能力



備考

- 一 調書ハ一羽毎ニ之ヲ作成シ其ノ鶏ニ附シタル記號番
號ヲ記載スルコト
- 二 血統及産卵能力ハ成ルベク會祖父母以上ニ遡リ其ノ
明ナル限り之ヲ記載スルコト
- 三 父母等ノ下ニハ記號番號ヲ記載スルコト
- 四 産卵能力ニ付テハ檢定時期、其ノ期間中ノ産卵數及
檢定者ヲ記載スルコト

鳥取縣告示第四百七十一號

鳥取縣裝飾師會ノ裝飾料金左ノ通改正ノ件昭和十八年八月

00347

三十一日付認可セリ

昭和十八年八月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

馬

削蹄料(一頭ニ付)

金壹圓

裝飾料(一頭ニ付)

乘馬、鞍馬、鑢石運搬用駄馬

金五圓

種 牡馬

金五圓

農 馬

金四圓

平蹄蹄鉄

金壹圓五拾錢増

舊蹄鉄再用

金壹圓減

但シ癖馬及特種ノ技術ヲ要スルモノハ別ニ相當ノ料金ヲ申受ク

牛

裝飾料(一頭ニ付)

金五圓五拾錢

◇鳥取縣告示第四百七十二號

米子市 畜産組合大幡、法勝寺、米子、淀江、御來屋定期糶
西伯郡

糶市場業務規程第三條中糶糶賣期日左ノ通變更ノ件昭和十八年八月三十一日付認可セリ

昭和十八年八月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

市場名

取扱 變更前ノ市場開催日 變更後ノ市場開催日

御來屋定期糶

十二月二日、三日 十一月三十日、十二月一日

淀江定期糶

十一月三十日、十二月一日 十一月二十八日、二十九日

糶市場

同 十一月二十八日、二十九日

米子定期糶

同 十一月二十八日、二十九日 十一月二十六日、二十七日

法勝寺定期糶

同 十一月二十六日、二十七日 十一月二十四日、二十五日

大幡定期糶

同 十一月二十五日 十一月二十三日

◇鳥取縣告示第四百七十三號

八頭郡畜産組合若櫻、智頭、用瀬、船岡定期糶糶賣期日在ノ通變更ノ件昭和十八年八月三十一日付認可セリ

00348

昭和十八年八月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

市場名

取扱 變更前ノ市場開催日 變更後ノ市場開催日

若櫻定期糶

糶 十一月四日 十二月十日

智頭定期糶

同 十一月五日 十二月十一日

用瀬定期糶

同 十一月六日 十二月十二日

糶市場

同 十一月七日、八日、九日、十日 十二月十三日、十四日、十五日、十六日

船岡定期糶

同 十一月七日、八日、九日、十日 十二月十三日、十四日、十五日、十六日

糶市場

同 十一月七日、八日、九日、十日 十二月十三日、十四日、十五日、十六日

◇鳥取縣告示第四百七十四號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十八年八月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

日本航空機材株式會社蠶種製造場

◇鳥取縣告示第四百七十五號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者

證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年八月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證

被保險者 工場事業場又ハ事務所所在地、名稱 無効トナリ

記號 番號 氏 名

務所所在地、名稱 タル年月日

鳥にろ 三 松澤 喜作

鳥取市西品治日本フアイバ 紙器株式會社 一八、八七

鳥とら 二 水田 浩一

鳥取市寺町鳥取家具指 一八七、二

鳥とく 五二 水田 潔

鳥取市吉方鳥取家具工 業株式會社 一八、二二

氣たせ 七 西村 繁雄

氣高郡明治村有限會社 一八七、一

米にほ四七〇 加藤きよの

米子市錦町三丁目日本 米子市錦町三丁目日本 製糸工場

◇鳥取縣告示第四百七十六號

昭和十三年四月鳥取縣告示第二百五號鳥取縣立種畜場分場設置ノ件ハ昭和十八年八月三十一日之ヲ廢止ス

昭和十八年八月三十一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

彙報

企業整備の強化

日増しに苛烈な戦局に對處

◆ 總力を結集戦力増強へ

今回企業整備が強化されて學國いよ／＼戦力増強に飛躍的な前進をすることゝなつた。

戦争は刻々苛烈激甚となり、敵はその經濟力を恃んで老大な軍備の擴張をし、量を以て日本を壓倒して緒戦の惨敗を挽回し、最後の勝を掌中に收めて世界制覇の野望を遂行しようとして居り、現に米國海軍作戦部次長フレデリック・ホーンの如きも

「日本との戦争に於て米國海軍は少くとも一九四九年までの作戦計畫を樹立してゐる。太平洋の戦局は極めて遼遠であり、近き勝利は望めない。米國は日本の完全降伏

が實現するまで戦ふまでのことだ。われ／＼は日本艦隊の壊滅に満足するものではない。余は海軍が東京に進攻することを期待してゐる。」と生意氣なことをいつてゐる。

彼等の揚言する處を以てすれば、種々の艦船兵器の外に月々何千臺かの飛行機を作り、無慮の大編隊を以て日本を空襲して、我が國に未だかつてない、關東大震災以上の大地震を見舞ひ、我をして屈伏せしめようといつてゐるのであつて、もとよりその揚言には思想的謀略もあつて、我が國民をして恐怖心を起させて厭戰的氣分を醸成しようとする策略も覗はれるが、その造兵能力は必ずしも誇大な宣傳とのみは解することが出来ない。我等は敢へて量のみを目を驚かし敵に恐れるものではないが、しかし矢張り數には數を以て對抗せねばならぬ。彼は日本の屈伏するまでといふが、日本はもとより初めから米英完全降伏の日まで戦ふ覺悟であるから、我々はいよ／＼ます／＼腹をきめて突進するまでゝある。従つてこれが爲には我も多量の軍器兵器を製造し、量にも決して一步も敵に輸する處があつてはな

らないのである。我等はどこまでも兵器を整備し、斷乎として敵を破砕するに足る物的戦力を準備して徹底的にこれを撃滅し盡さねばならない。

「目には目を、齒には齒を」といふ。我等皇國民は決して敵の野獸的無道を學ぼうとするものではないが、戦争は何といつても實力である。敵が量で來れば我も亦量を整へて些かたりとも敵に劣る處があつてはならないのである。

◆

しかし戦争の進行と共に資材はますます多量を必要とし且つ戦前米國の屑鐵に依存した我が國の製鐵業は、開戦前よりの屑鐵輸入杜絶と共に製鐵業の全面的更改を必要とするに至り、今や日滿支及び南方諸國よりの鐵礦を用ゐて屑鐵を使用せぬ製鐵法を以てこれに代替し、着々兵器製造に邁進してゐるのであるが、急遽多量の製造を必要とする現狀に於て、敵と對抗して戦力増強を期するには、國內のあらゆる造兵施設を能ふ限り有効に能率を向上せしめると共に、不急不要の施設を兵器製造の爲に轉用し、尙且つ兵器製造に適せぬ施設についてはこれを回収して造兵施設増強

に資せねばならない。

又、人の問題にしても然りで、造兵の腕を持つ者は愈々その能力を發揮して一以て十に當ると共に、然らずして不要不急の方面に働いてゐる勞務者をもこれを造兵に轉向せしめ、戦力の増強に努めねばならないのである。

今や舉國征戰に一致敢闘すべき時、在來の平和時に於けるやうに私の利益や慣習に安住すべきでなく、自己のすべてを捧げて、國家の急に赴くべき時に遭遇してゐるのである。

今回の企業整備は即ちこの要請に依つて行はれるものであつて、熾烈なる戦局に備へて日本産業の總力を結集し、戦力の飛躍的増強をはかる爲の國家の至上命令であり、轉業者は暗れの應召にも等しく、機械器具も赤禱をかけて應召せねばならない。勝つ爲に、又日本が大きく飛躍する爲に、我々は今こそすべてを投げ出して國家と共に生きねばならぬのである。

◆

今回の企業整備は主として工業部門と配給部門を對象と

00351

し、政府はこれら部門につき積極的にしかも計畫的に整備を進め、各種の生産要素を集約して最大効率を擧げ、企業系列を整備強化し、生産機能の刷新向上を圖つて生産性を最大限に上げやうとしてゐるのである。

そしてこれらの整備対象は三種の工業部門に分類せられてゐる。即ち

第一種工業部門

相當数の勞務者の供出が見込めるもの、金屬類の回收に多量を豫定出来るもの、工場及び設備の轉用に大なる期待をかけ得るもの

第二種工業部門

軍需重工業、機械工業等にして特に企業系列の整調強化、生産機能の刷新向上を圖り其の生産性を最大限に昂揚せしむる爲め愈々擴充を要するもの

第三種工業部門

第一種第二種以外の工業

である。

又小賣業の整備については昨年来石炭商、味噌醬油商等

二十一の業種を指定して整備せられた根本方針に則り、今回の企業整備に即應して行はれるのであつて、業種名は原則として中央で指定せず、地方官廳で必要と認める業種、又は業種團體で自發的に整備を行はうとするもので地方官廳の適當と認めるものにつき整備を行ふこととし、必要ある場合は主務省より指示せられる筈である。

企業整備の方法は対象とする部門により違ふわけであるが、最も重點を置かれて本年中に整備を終了することゝなつてゐる第一種部門についていふと、各工場について操業工場、保有工場、轉用工場及び廢止工場に區分し、それらに必要措置を講じて實施する。

操業工場 は戦争遂行と國民の戦時生活確保に必要な生産力を維持する爲に、一定数の工場を選んでこれに生産を集中するのであつて、原材料の輸送關係、消費地關係、動力關係等を総合的に考へてなるべく各地方に分散配置される。

保有工場 は空襲その他災害を考慮して必要量を分散保有するほか、物資の需給關係の變動等に備へ、また將來に

00352

於ける南方、大陸等への移駐を考へて或る程度の設備を存置保有される。

轉用工場 當面の軍需生産の増強に適當であり必要なものは能ふだけ轉用することとして、その殘餘の工場中で操業、保有、廢止の區分をするを原則としてゐる。

廢止工場 以上によつて操業、保有、轉用工場として選定されないものは廢止工場となる。

そして以上の企業整備を實施する爲には産業設備營團、國民更生金庫其の他に相當の經費が豫定されてゐるのである。



整備によつて生まれる勞務餘力は勞務者の技能、經驗、知識その他事情を考へて轉換計畫をつくり、轉換は極力國民職業指導所の指導勸奨により、從業者が自發的に國策に協力し、配置轉換計畫に従つて國家重要産業に就職するやう期待してゐるが、自分勝手な理由で國民職業指導所の勸奨に應じないときは法令を發動される場合もある。そして從來と全く異つた方面の仕事につくものに對しては、鍊成

を行つて職業轉換の爲の精神的身体的訓練を行ふ機構も整へてある。

從業者の配置轉換前後の給與は原則としてこれまでより減少させない方針で、事業主に對しては法令で定める手當のほかには解雇手當を支給するやう指導し、また配置轉換前やむなく休業した場合にしてもなるべくこれまでの給與を支給させるとか、轉換後の賃金は賃金統制令の最高初給賃金の適用を受けぬやうにする等種々考へられてゐる。

しかし又特別の事情によつて収入が減少するとか、新に負擔が増加されて從業者が生活困難な立場になるやうな場合は、國家が或る程度の生活援護をもなすことになつてゐるのである。尙應召、入營中等の從業者については、原則として受入工場で前に受けてゐたと同様な給與や手當を支給させる方針になつてゐて、心配なく新職に進み得ることにしてある。

以上の如くこの企業整備に對しては種々の措置がとられてゐて、これが爲に企業者乃至勞務者に對し出来るだけ不利を與へたり困難を感じさせぬやうあらゆる手段が講ぜら

れてゐるので、國民は安んじてこの新しい制度により、戦力増強の爲積極的に協力されることを要望する次第である。
(商工課)

開拓保健團

開業醫、保健婦
助産婦、看護婦 募集

滿洲開拓地に於ける保健衛生等の業務に従事せしめる爲大東亞省滿洲事務局で開拓保健團の限地開業醫、保健婦助産婦、看護婦を募集します。

資格はそれ／＼の免許状を有する者で、醫師は三年以上經驗ある二十五才以上四十五才までの男子、保健婦、助産婦は概ね二十才以上三十五才未満、看護婦は概ね十八才以上三十才未満の者であつて、採用者は滿洲に於ける法人たる開拓保健團の職員として、醫師は二百圓乃至二百五十圓保健婦及び助産婦は月額九十圓乃至百五十圓、看護婦は六十五圓乃至百圓(いづれも手當を含む)の範圍の給與があり、赴任旅費を支給し、尙宿舍は無料で貸與されます。

昭和十八年八月三十一日印刷
昭和十八年八月三十一日發行

希望者は所定の書類を整備して九月十五日までに縣廳農務課拓務係に提出されたく、それに依つて本省に於て資格審査の上、試験期日及び場所を本人に通知せられ、十月初旬より身体検査、筆記試験、口述試験及び人物考査が行はれます。必要書類及び書式等については各地方事務所、各郡市醫師會等に通知してありますからお問ひ合せ下さい。
(農務課)

◎鳥取縣本年度生産目標

人 參

郡市別	作付割	生産目標	出荷目標
郡市	當面積	目	目
鳥取市	二〇反	一二千貫	一〇千貫
米子市	二五	一五	二〇
岩美郡	三五	一五	一〇
八頭郡	六〇	二四	一
氣高郡	四〇	二〇	二
東伯郡	九〇	四五	一五
西伯郡	九〇	四九	二〇
日野郡	四五	一八	一
計	四〇五	一九八	六七

發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 取 縣
鳥取縣鳥取市吉方町 印刷所
鳥取縣(西島19) 前田 印刷所